

国の場合

随意契約ができる場合の上限額 予算決算及び会計令 第99条

区分	新 2025年4月1日から	旧
工事、製造契約	400万円以下	250万円以下
財産の購入契約	300万円以下	160万円以下
物件の借入れ契約	150万円以下	80万円以下
財産の売り払い契約	100万円以下	50万円以下
物件の貸付け契約	50万円以下	30万円以下
その他 役務契約	200万円以下	100万円以下

指名競争ができる場合の上限額 予算決算及び会計令 第94条

区分	新 2025年4月1日から	旧
工事、製造契約	800万円以下	500万円以下
財産の購入契約	500万円以下	300万円以下
物件の借入れ契約	300万円以下	160万円以下
財産の売り払い契約	200万円以下	100万円以下
物件の貸付け契約	100万円以下	50万円以下
その他 役務契約	350万円以下	200万円以下

契約書の作成を省略できる場合 予算決算及び会計令 第100条の2

区分	新 2025年4月1日から	旧
国内で契約	250万円以下	150万円以下
外国で契約	350万円以下	200万円以下

地方自治体の場合

随意契約ができる場合の上限額 地方自治法施行令 第167条の2 都道府県及び指定都市

区分	新 2025年4月1日から	旧
工事、製造契約	400万円以下	250万円以下
財産の購入契約	300万円以下	160万円以下
物件の借入れ契約	150万円以下	80万円以下
財産の売り払い契約	100万円以下	50万円以下
物件の貸付け契約	50万円以下	30万円以下
その他 役務契約	200万円以下	100万円以下

指定都市

大阪市 名古屋市 京都市 横浜市 神戸市 北九州市 札幌市 川崎市
福岡市 広島市 仙台市 千葉市 さいたま市 静岡市 堺市 新潟市
浜松市 岡山市 相模原市 熊本市

随意契約ができる場合の上限額 地方自治法施行令 第167条の2 市町村(指定都市を除く)

区分	新 2025年4月1日から	旧
工事、製造契約	200万円以下	130万円以下
財産の購入契約	150万円以下	80万円以下
物件の借入れ契約	80万円以下	40万円以下
財産の売り払い契約	50万円以下	30万円以下
物件の貸付け契約	30万円以下	30万円以下
その他 役務契約	100万円以下	50万円以下